

よくあるお問い合わせ（令和2年4月22日現在）

【支給対象となる施設について】

Q：協力金の対象施設はどのような施設ですか？

A：対象施設については「協力金給付対象施設一覧」をご参照ください。

Q：本社は県外にありますが、秋田県内に店舗があります。協力金の支給対象になりますか。

A：県内に「事業所」があれば、対象となります。

Q：「中小企業」とはどのような企業のことですか？うちの会社は「中小企業」に該当しますか？

A：中小企業基本法では、「中小企業者」について次の表のように規定しています。

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

ただし次の業種は以下のとおり

⑤ ゴム製造業	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5,000万円以下	200人以下

※遊興施設、飲食店、遊技施設はサービス業

Q：4月25日から5月6日までの12日間全ての期間で休業していないと、協力金は支給されないのですか？

A：その通りです。4月25日午前0時から5月6日までの全ての期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮を含む）にご協力いただいた場合、協力金の支給対象となります。

Q：複数の店舗を持つ事業者は、全店舗を休業しないといけないのでしょうか？

A：休業要請の趣旨をご理解いただき、休業対象となる全ての店舗の休業にご協力をお願いします。なお、店舗Aが休業対象、店舗Bが休業対象外の業種である場合、休業するのは店舗Aだけで構いません。

Q：施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A：休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は対象となりません。

Q：まだ開店して間もないが、今回の休業要請に応じた場合は支給対象となりますか？

A：令和2年4月21日以前に営業していることが確認できる場合は、対象となります。

Q：宴会場のあるホテルを全館休業した場合は、支給対象となりますか？

A：宴会場を閉めていれば、対象となります。

Q：ショッピングモールにテナントとして入居しています。協力金の支給対象外施設（生活必需物資販売施設）ですが、ショッピングモール自体が休業したため、自社店舗を休業することとなった場合は支給対象となりますか？

A：ショッピングモール等商業施設が休業したことによって、店舗を休業することとなった場合は、対象外施設であっても協力金の支給対象となります。

Q：飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

A：飲食店の場合、夜間の営業自粛に向けて、午前5時から午後8時までの間の営業時間にさせていただくことを要請しております。例えば、午後10時まで営業していたものが、午後8時までの営業に短縮するなど、午前5時から午後8時までの範囲内に営業時間を短縮した場合に対象となります。また、夜8時を超えて営業していた飲食店が、終日休業した場合も対象となります。

**Q : もともとの営業時間が午前 10 時から午後 6 時までの喫茶店を営
営していますが、営業時間を短縮すれば、協力金の支給対象になりますか？**

A : 支給対象になりません。飲食店の営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと午前 5 時から午後 8 時の範囲内で営業している飲食店は休業要請の対象外で、協力金の支給対象外です。なお、短縮ではなく休業したとしても対象外です。

**Q : カラオケ喫茶を営業しています。感染拡大防止の観点から、カラオケを辞めて、
喫茶店として営業しようと思いますが、問題はないでしょうか？**

A : 喫茶店の場合も、感染防止の観点から、午後 8 時以降の休業をお願いしています。もともと午後 10 時まで営業していたお店を午後 8 時までとするなど、営業時間の短縮にご協力いただいた場合は、協力金の給付対象となります。

**Q : 飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、対象
になりますか？**

A : 店内飲食の営業時間を短縮し、午後 8 時から午前 5 時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯（午後 8 時から午前 5 時まで）にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

**Q : 夜に開いている飲食店だが、週に 3 回程度しか営業していない。それでも休
業要請に応じて 8 時までの営業に切り替えた場合、協力金の対象となり
ますか？**

A : 感染拡大防止に協力していただいているので、対象となります。

**Q : 全県で 10 店舗展開しており、全て休業要請の対象施設です。そのうち、例
えば 4 店舗だけ休業し、残り 6 店舗で営業を行った場合でも、協力金の
対象になりますか？**

A : 感染拡大防止のため、10 店舗全てについて休業要請へのご協力をお願いしています。全店舗休業にご協力いただけるのであれば協力金を支給します。

**Q : 学習塾をやっている。要請に応じて教室を閉めるが、インターネットに切り替
えて授業をやっても協力金の対象となりますか？**

A : 教室内での感染拡大防止に協力していただいているので、協力金の支給対象となります。

Q：休業要請の対象となる店舗を休業し、インターネット販売のみを行う場合、協力金の対象となりますか？

A：対象業種に該当すれば、協力金の対象となります。

Q：休業要請の対象となる店舗を閉めているが、従業員のみで事務所内で作業している場合は協力金の対象となりますか？

A：店舗の休業にご協力いただける場合は、事務所内で事務作業を行っていても協力金の支給対象となります。

Q：音楽教室を開いていますが、教室を閉めて訪問レッスンを行うこととした場合、支給対象となりますか？

A：教室の休業にご協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。

Q：化粧品の販売を行っていますが、協力金の支給対象となりますか？

A：化粧品は生活必需物資とみなされますので、協力金の支給対象外となります。

Q：スポーツクラブを経営していますが、スポーツクラブの一角で衣料品の販売を行っている場合、協力金の支給対象となりますか？

A：要請に応じてスポーツクラブを休業した場合、協力金の支給対象となります。

Q：エステティックサロンを経営していますが、サロンの一角で化粧品販売を行っている場合、協力金の対象となりますか？

A：要請に応じてエステティックサロンを休業した場合、協力金の支給対象となります。

Q：ホテルを営んでいます。休業要請の出ている宴会場を休業すれば、レストラン（飲食店）は夜8時を超えて営業していても、協力金の対象となりますか？

A：宴会場を休業するとともに、レストランについても休業、または朝5時から夜8時での営業とするなど、営業時間の短縮にご協力いただいた場合は、協力金の支給対象となります。

Q : 美容室とまつげサロンを同じ店舗で両方やっている。この場合、まつげサロンを休業すれば協力金の対象となりますか？

A : 店舗内で美容室とまつげサロンを明確に区分できるのであれば、まつげサロンの部分のみを、また、区分できないのであれば、店舗全体を休業していただければ支給対象となります。

Q : 飲食店で、通常は夜 8 時までの営業であるが、予約があれば夜 1 0 時まで営業することとしている。4 月 2 5 日から 5 月 6 日までの間（休業等要請期間）、予約分についても夜 8 時までの営業に短縮し、それ以降の時間については予約を受け付けないこととした場合、協力金の支給対象となりますか？

A : もともと、予約があれば営業時間を夜 1 0 時までとしていたことが、広告や掲示物などで判別可能で、かつ休業等要請期間中に夜 8 時以降の予約を不可としたことが確認できれば協力金の対象となります。

(※もともと、営業時間が夜 8 時までだったが、お客様が長居した結果 8 時を過ぎることがあったものの、休業等要請期間中は何かあっても 8 時で店を閉めることとする、という場合は、協力金の支給対象外となります。)

【申請について】

Q : 申請の方法はどうすればいいですか？

A : 「秋田県電子申請・届出サービス」(<https://s-kantan.jp/toppage-akita-t/>)による電子申請を予定しています。また、郵送や県庁及び各地域振興局に設置する受付ボックスでも申請を受け付ける予定です。詳細は改めてお知らせします。

【協力金について】

Q : 県内に事業所を 3 店舗持っているのですが、その場合でも支給額は 6 0 万円ですか？

A : 県内に所在する事業所が 2 事業所以上の場合、支給額は一律 6 0 万円となります。

Q : 秋田県の協力金と国の持続化給付金の両方を申請することはできますか？

A : できます。